

「人」と
「企業」を
つなぐ会社



定期健康診断

(30歳以下の方、30歳以上社会保険未加入の方はこちら)

*30歳以上の社会保険加入の方は産業機械健康保険組合の健康診断になります



健康診断について

労働安全衛生法66条により、事業者は労働者に健康診断を受けさせる義務が発生いたします。
そのため弊社では従業員の皆様に **疾病の予防・早期発見** を目的として、1年に1回必ず健康診断を受けていただいております。

皆様が加入している産業機械健康保険組合の健康診断の対象は30歳以上からになるため、30歳以下の皆様の健康診断は、労働安全規則第44条の内容を元に下記の内容で実施させていただきます。

健診項目	
①	医師による問診
②	身体測定
③	視力・聴力
④	血圧測定
⑤	胸部X線
⑥	尿検査
⑦	血液検査
⑧	心電図

～医師の判断により省略できる健診項目～

- ①身長・・・20歳以上の者
- ②腹囲・・・次のいずれかに当てはまる場合
 - ①妊娠中などの理由で、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合
 - ②BMIが20未満である場合(BMI＝体重÷身長²)
- ③血液検査・・・35歳未満の方、及び36～39歳の方
など

※省略項目は医師の判断により省略可能です。
ご自身で判断せず、健診機関の医師に必ず相談しましょう。
※上記の項目は一例です。詳細は下記からご確認下さい。

[【労働安全衛生法に基づく健康診断について】](#)



申込方法

01

・派遣先担当者に健診予定をご相談ください。

※健診機関によりますが、健診に1～2時間かかります。

〇月×日あたりで健康診断を受けたいです。



02

・病院一覧リストよりご希望の健診機関を選択し、ご自身で電話やネットで予約をします。

★日程が確定したら派遣先担当者、弊社営業担当にご連絡ください。

★ご希望の病院がリストにない場合は営業担当までご相談ください。

全額個人負担の定期健康診断の予約をお願いします。



03

・予約された健診機関から、健診書類が送られてきます。健診当日は、健診書類・保険証(資格確認証)、その他健診機関から指示されたものを持参ください。

・お支払いについては一度ご自身で全額負担していただき、領収書と健診項目がわかる書類を人事部までご郵送ください。

04

・受領した書類の内容を元にお支払いさせていただきます。

・後日健診結果がご自宅に届きましたら、お手数ですが人事部までご郵送または、営業までお願いいたします。(コピーでも可)



【病院一覧リスト】



お支払方法について

一度、窓口で全額負担をお願いいたします。その後、領収書と受診項目がわかる書類を弊社人事部までご郵送ください。

オプションなど、ご自身の判断で追加していただいても問題ございません。

しかし、弊社が負担する金額は、法定健診の受診項目のみになります。追加されたオプション分の金額はご自身で負担していただきますようお願いいたします。

事前に弊社営業担当に相談なく、指定病院リスト外の健診機関で受けられた場合、お支払いまで時間がかかり、内容によってはお支払いいたしかねることがあります。必ず営業担当までご相談ください。

領収書の記載方法について

宛名は受診された方のお名前でも、社名宛でも問題ございません。宛名に弊社の社名を記載する場合は、但し書きに受診された方のお名前を記入していただくようご依頼ください。

オプションをつけた場合、本来の健康診断の料金とオプション代の料金で領収書を分けていただきますようお願いいたします。しかし、受診された医療機関によっては出来ないと判断される場合がございます。その場合は、但し書きに

「¥15,000の健診項目のうち¥5,000がオプション代」
(例: ¥10,000の健診、¥5,000のオプションをつけたとして)などと詳細内容が分かるようお願いいたします。

領 収 書

株式会社アットキャド 様

¥15,000-

但し、アット太郎様の健康診断代
¥15,000のうち¥5,000はオプション代として
上記、正に領収いたしました。

印紙

内 訳
税抜金額
消費税等

○ × 健診クリニック
TEL:00-0000-0000

例



よくあるご質問

1, 交通費や受診時間は時給は発生しますか？

→交通費や時給は発生いたしません。当日のタイムシートには実際に働いた時間のみをご入力ください。
有給のお持ちの方は、有給をお使いいただけます。

2, 指定病院リストに行きたい病院がありません。どのように対処したらいいですか？

→ご希望の病院がない場合は、お手数ですが営業担当まで受けたい病院名を伝えご相談ください。

3, 6月に健康診断を受ける予定です。10月に30歳の誕生日を迎えるため、健康診断を受けるときは29歳です。 若年者健康診断の対象ですか？

→4/1～3/31までの1年間に30歳になる方は、産業機械健康保険組合の健康診断の対象になります。若年者健診の対象でないのでご注意ください。健診金額をお支払いいたしかねますのでご了承ください。

4, 健康診断を受けた結果、再検査の指示がありました。その場合、アットキャドが再検査代を負担してくれますか？

→再検査については通常通りの保険診療で受診してください。1年に1回の健康診断代のみお支払いさせていただきます。

5, 忙しくて3/31までに1回も健康診断を受けられませんでした。4/1以降に受けてもいいですか。

→健康診断は年度内に1回のみです。4/1以降に健康診断を受けていただいて問題ございませんが、それ以降(～3/31まで)は弊社で負担いたしかねます。計画性をもって受診ください。

※年に1回健診可能ですが、派遣契約が終了し被保険者資格がなくなると受診することができなくなりますので
ご注意ください

その他ご不明な点がございましたら、弊社営業担当までご連絡ください